

特集 3

転入・転出届や 各種証明書の 請求をするときは



詳細 窓口サービス課 ☎(32)6294・6297

3月、4月は引っ越しなどに伴う転入・転出届や各種証明書の請求で、窓口サービス課が大変混み合います。来庁前に必要な手続きや持ち物を確認し、時間に余裕をもってお越しください。

窓口での受付時間

月～金曜日(祝日を除く) 8時45分～17時15分

1 引っ越し(外国人住民含む)

市外への 引っ越し

転出予定日の1カ月前から届け出ができます(転出届はマイナポータルまたは郵送可)。転出証明書を持参し引っ越し後14日以内に、転入先市区町村で転入を届け出てください。

市内に 引っ越し

引っ越しの日から14日以内に転居の届け出が必要です。

●マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちください。お持ちでない場合も手続きはできますが、後日届け出があったことを郵送で通知します。代理の場合は原則、本人の委任状が必要です

●転入・市内転居した方は、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書の住所変更も必要です(代理人手続きは問い合わせください)

届け出 窓口サービス課、各出張所(勇払・のぞみ・沼ノ端)

詳細 住民記録担当 ☎(32)6297

転出の届け出は マイナポータルからも 可能!

●電子証明書が有効なマイナンバーカードがあれば、他の市区町村へ引っ越し際、マイナポータルで転出の届け出ができます

※転入先窓口で転入の届け出が必要

詳しくはこちら
(デジタル庁HP) ▶



2 証明書を請求するときは

住民票の写し

個人の住民票か世帯全員の住民票かを選択できます。世帯主および続柄、本籍・筆頭者、また個人番号を表示するかを選択できます。

手数料 300円(コンビニ交付250円)

戸籍謄本・抄本

謄本(全部事項証明)と抄本(個人事項証明)があります。どこに本籍があり、誰が筆頭者かを事前にご確認ください(郵送請求可)。全国の戸籍を請求できる広域交付がありますが、注意点がありますので、詳細は二次元コードでご確認ください。



手数料 450円

印鑑登録証明書

印鑑登録証(カード) ※代理人請求可

手数料 300円(コンビニ交付250円)

届け出・請求 窓口サービス課、各出張所(勇払・のぞみ・沼ノ端)、各証明取扱所(駅前・住吉・豊川)

詳細 証明発行担当 ☎(32)6294

●請求の際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちください